

「世界の記憶」について

1. 概要：

世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが1992年に開始した事業の総称。本事業を代表するものとして、人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。

国際諮問委員会（IAC）の勧告に基づき、ユネスコ執行委員会において決定される国際登録のほか、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）等が決定する地域登録がある。登録にかかる審査は2年に1回で、1か国からの申請は国際登録で2件以内、地域登録で3件以内とされている。

2. 目的：

- 世界的に重要な記録遺産の保存を最も相応しい技術を用いて促進すること
- 重要な記録遺産になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること
- 加盟国における記録遺産の存在及び重要性への認識を高めること

3. 対象：

手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、地図、絵画、楽譜、映画・フィルム、写真等

4. 登録状況：

国際登録 570件（2025年 4月現在）

地域登録（MOWCAP） 86件（2024年 6月現在）

※ユネスコ・MOWCAPの公表値による

（登録例）

- ウィーン会議の最終議定書（オーストリア）（1997年）
- ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等（ドイツ）（2001年）
- 人権宣言（フランス）（2003年）
- フェニキア・アルファベット（レバノン）（2005年）

※ 日本からの登録案件は国際登録8件、地域登録1件（別紙参照）。

【 国際登録 】

1. 山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書（2011年）	
	明治時代後期から、筑豊の炭鉱業ではまだ産業革命が継続していた20世紀後期までの日本の発展状況を裏付ける私的記録。炭坑記録画589点、日記65点、雑記帳及び原稿等43点で構成。
2. 御堂関白記（2013年）	
	平安中期、政治家として栄華を極めた藤原道長（966～1027）の自筆日記（自筆本14巻と古写本12巻が登録）。平安貴族の自筆原本の例として最古のものであり、かつ当代の代表的貴族の筆跡を伝える最も確実な遺品。翻訳され諸外国でも知られている。
3. 舞鶴への生還1945-1956：シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録（2015年）	
	第二次世界大戦の敗戦に伴い、ソ連領に抑留された約60万人から約80万人といわれる日本軍人と民間人たちの抑留生活と日本本国への引き揚げの歴史を伝える資料。日記、手紙・はがき類、絵画、名簿類、証明書類等570点の資料から構成。
4. 東寺百合文書（2015年）	
	1000年以上にわたり、東寺（教王護国寺）に伝来した約2万5千通の文書。平安時代以来の鎮護国家の修法・祈祷などの諸仏事・法会の運営や領有した荘園等、寺院活動を包括的に知り得る文書で構成。
5. 上野三碑（2017年）	
	群馬県地域の南西部に、近接して所在する山上碑（681年）・多胡碑（711年頃）・金井沢碑（726年）の三つの古代石碑で、日本語の文法で書かれた漢字の文章として、最古のものを含む、アジアの文化交流を示す記念碑。
6. 智証大師円珍関係文書典籍―日本・中国の文化交流史―（2023年）	
	中国・唐に渡り、日本に密教の教えをもたらした智証大師・円珍に関連する史料群であり、日本と中国の文化交流の歴史や、当時の唐の法制度・交通制度を知ることができるほか、円珍が唐から持ち帰った唐代の通行許可書の原本が含まれるなど、非常に貴重な史料。全て国宝。

(共同申請)

7. 慶長遣欧使節関係資料（2013年）（スペイン）	
	日本側は仙台藩主伊達政宗が使節としてスペイン及びローマに派遣（1613～1620）した支倉常長が持ち帰ったローマ市公民権証書等3件、スペイン側は支倉常長がスペイン国王フェリペ3世に宛てた書状、徳川家康及び秀忠の朱印状等94点で構成。
8. 朝鮮通信使に関する記録（2017年）（韓国）	
	1607年から1811年までの間に、日本の江戸幕府の招請により12回、朝鮮国から日本国へ派遣された外交使節団に関する資料。日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録など、日本側209点、韓国側124点で構成。

【 地域登録 】

1. 水平社及び衡平社に関する記録：国境を超えた被差別民衆の連帯の記録（2016年）	
	日本と韓国それぞれの国で差別撤廃を訴えるために協力し合った2つの組織の連帯を示す5件の記録。両組織間の交流と、在日朝鮮人に対する差別撤廃への支援を推奨する全国水平社第3回全国大会の議案書などで構成。